

令和 7 年（2025年）第 4 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第 2 号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について
日程 2	報告第 3 号	臨時代理事項の報告について （１）教職員の人事異動について（小中学校）
日程 3	報告第 4 号	臨時代理事項の報告について （１）職員の人事異動について（指導主事等）
日程 4	報告第 5 号	臨時代理事項の報告について （１）職員の人事異動について（幼稚園）
日程 5	報告第 6 号	臨時代理事項の報告について （１）職員の人事異動について
日程 6	報告第 7 号	臨時代理事項の報告について （１）職員の併任について
日程 7	報告第 8 号	臨時代理事項の報告について （１）フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について
日程 8	報告第 9 号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について
日程 9	報告第10号	臨時代理事項の報告について （１）枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

日程 1 0	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 1 1	報告第12号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和6年7月30日報告分）
日程 1 2	報告第 1 号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

○開催日時 令和7年（2025年）4月21日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第2号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

臨時代理第 42 号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 25 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 1 号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部を改正する規程

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程（昭和58年枚方市教育委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1枚方小学校の項及び枚方第二小学校の項中「11番8号及び9号並びに」を「11番8号から15号まで及び」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(参考資料)

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
校名	通学区域	校名	通学区域
枚方小学校	伊加賀南町、伊加賀北町、伊加賀本町、伊加賀東町、伊加賀寿町、岡南町（ <u>11番8号から15号まで及び12番1号から9号までに限る。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までに限る。）、菊丘町、桜町、高塚町、堤町、走谷1丁目（25番1号、2号、15棟及び47棟に限る。）、枚方元町、枚方上之町、枚方公園町、三矢町	枚方小学校	伊加賀南町、伊加賀北町、伊加賀本町、伊加賀東町、伊加賀寿町、岡南町（ <u>11番8号及び9号並びに12番1号から9号までに限る。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までに限る。）、菊丘町、桜町、高塚町、堤町、走谷1丁目（25番1号、2号、15棟及び47棟に限る。）、枚方元町、枚方上之町、枚方公園町、三矢町
枚方第二小学校	朝日丘町、大垣内町1丁目、大垣内町2丁目、大垣内町3丁目、岡南町（ <u>11番8号から15号まで及び12番1号から9号までを除く。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号	枚方第二小学校	朝日丘町、大垣内町1丁目、大垣内町2丁目、大垣内町3丁目、岡南町（ <u>11番8号及び9号並びに12番1号から9号までを除く。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
		に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までを除く。）、岡東町、岡本町、川原町、新町1丁目、新町2丁目、田宮本町、西田宮町、東田宮1丁目			限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までを除く。）、岡東町、岡本町、川原町、新町1丁目、新町2丁目、田宮本町、西田宮町、東田宮1丁目
	蹉跎小学校	[略]		蹉跎小学校	[略]
	禁野小学校	[略]		禁野小学校	[略]

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 教職員の人事異動について（小中学校）

臨時代理第43号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年(2025年)3月28日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
枚方市立蹉跎小学校	講師・福井 博章
枚方市立香里小学校	講師・田中 里奈
枚方市立香里小学校	講師・橘 香理
枚方市立開成小学校	講師・松山 亮太
枚方市立春日小学校	講師・久保 拓夢
枚方市立春日小学校	講師・藤井 将
枚方市立春日小学校	講師・村田 悟朗
枚方市立春日小学校	講師・間 祐輔
枚方市立山田小学校	講師・達 須弥香
枚方市立明倫小学校	講師・村上 沙紀
枚方市立明倫小学校	講師・笹野 英明
枚方市立明倫小学校	講師・松本 世津子
枚方市立明倫小学校	講師・坂元 直広

枚方市立殿山第二小学校	講師・木本 明日女
枚方市立殿山第二小学校	講師・島元 梨花
枚方市立樟葉小学校	講師・阿部 美香
枚方市立津田小学校	講師・田畑 陽子
枚方市立菅原小学校	講師・菱田 賢一
枚方市立山之上小学校	講師・平田 萌佳
枚方市立山之上小学校	講師・松浦 高志
枚方市立牧野小学校	講師・小林 黎央
枚方市立中宮小学校	講師・吉田 誠
枚方市立小倉小学校	講師・小原 明美
枚方市立樟葉南小学校	講師・林 恵
枚方市立樟葉南小学校	講師・森本 賢
枚方市立蹉跎西小学校	講師・大塚 希美
枚方市立蹉跎西小学校	講師・山内 幸二
枚方市立蹉跎西小学校	講師・灘 大和
枚方市立蹉跎西小学校	講師・中川 寛樹
枚方市立西牧野小学校	講師・田熊 宏行
枚方市立蹉跎東小学校	講師・安藤 真弓
枚方市立桜丘北小学校	講師・中村 和矢
枚方市立桜丘北小学校	講師・渡邊 貴文
枚方市立津田南小学校	講師・山本 宗佑
枚方市立津田南小学校	講師・田中 竣

枚方市立船橋小学校	講師・白川 菜摘
枚方市立船橋小学校	講師・坂本 秀実
枚方市立菅原東小学校	講師・中井 宙
枚方市立菅原東小学校	講師・濱田 和磨
枚方市立菅原東小学校	講師・澤樹 誠
枚方市立山田東小学校	講師・馬場 麻美
枚方市立藤阪小学校	講師・原田 佳奈恵
枚方市立平野小学校	講師・小倉 智栄
枚方市立伊加賀小学校	講師・西山 雄一郎
枚方市立第一中学校	講師・田中 千絵
枚方市立第三中学校	講師・生駒 大地
枚方市立第三中学校	講師・佐藤 夕太
枚方市立第四中学校	講師・秋山 千恵
枚方市立津田中学校	講師・森 美温
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 啓太
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 智貴
枚方市立招提中学校	講師・四方 杏梨
枚方市立招提中学校	講師・宮崎 貫太
枚方市立東香里中学校	講師・野原 卓也
枚方市立杉中学校	講師・中村 仁美
枚方市立山田中学校	講師・杉谷 あおひ
枚方市立桜丘中学校	講師・日外 政男

枚方市立桜丘中学校	講師・北野 翔太
枚方市立桜丘中学校	講師・宮脇 優弥
枚方市立招提北中学校	講師・古米 真幸
枚方市立長尾西中学校	講師・箕浦 弘人

海外派遣

任期 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立第四中学校	教諭・高橋 大輔	ヨハネスブルグ日本人学校
枚方市立中宮中学校	教諭・佐納 達平	ニューデリー日本人学校
枚方市立山田中学校	教諭・服部 隆宏	ハンブルグ日本人学校

任期延長 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立五常小学校	教諭・林 健太郎	プノンペン日本人学校
枚方市立桜丘中学校	教諭・中村 翔子	アグアスカリエンテス日本人学校

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 職員の人事異動について（指導主事等）

臨時代理第44号

職員の人事異動について（指導主事等）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年(2025年)3月28日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）3月31日付け指導主事等の人事異動
退職

所 属	職・氏 名
学校教育部 次長	指導主事・井手内 太吾
学校教育部 教育指導課長	指導主事・吉川 茂樹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・宮川 裕司
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・森本 勝也
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・大矢 真之
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・小谷 麻子
学校教育部 教育研修課 係長	事務職員・松川 貴紀

令和7年（2025年）4月1日付け指導主事等の人事異動
採用

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・水野 豪
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・坂野 宏之
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・橋本 晋

学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・中本 奈々恵
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・上田 泰丈
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・上杉 泰大
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・橋本 烈

異動

新	職・氏 名	旧
学校教育部 次長	指導主事・高山 和子	学校教育部 教職員課長
学校教育部 教職員課長	指導主事・伊藤 閣啓	学校教育部 教職員課 主幹
学校教育部 教育指導課長	指導主事・沓拔 淑子	学校教育部 教育指導課 主幹

長期研修

期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

所属	職・氏 名	研修先
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・浦谷 亮佑	文部科学省 G I G A スクール推進支援実務 研修

総括指導主事の指名

任期 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中口 恵未子
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・橋本 晋
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・角 政人
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・吉田 努
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・栗田 香里
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・伊藤 良峰

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 職員の人事異動について（幼稚園）

臨時代理第 45 号

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け人事異動

新規採用

所 属	職 名
枚方市立枚方幼稚園	教諭 ・ 土田 奈留美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 池之上 裕美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 増田 里佳
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 森下 愛子
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 的場 由莉
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 鈴木 美紀
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 河本 奈採

所 属	職 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 田中 幸子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 島本 もなみ
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 中村 綾子

異動

新	氏名	旧
枚方市立樟葉幼稚園 係長 併 子 ども未来部 公立保育幼稚園課 係 長	松岡 千晴	枚方市立樟葉幼稚園 係長

新	氏名	旧
枚方市立香里幼稚園 主任	吉田 真理子	子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任
枚方市立香里幼稚園 主任 併 子 ども未来部 公立保育幼稚園課 主 任	野々垣 あや	枚方市立香里幼稚園 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長	岡本 万里子	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長 併 枚方市立香里幼稚園 班 長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 併 枚方市立香里幼稚園	東 千秋	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長
枚方市立高陵幼稚園 教諭	小西 史津香	枚方市立田口山幼稚園 教諭

新	氏名	旧
枚方市立田口山幼稚園 教諭	本田 衣里子	枚方市立高陵幼稚園 教諭
枚方市立枚方幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班 長	内田 あゆさ	枚方市立田口山幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長
枚方市立田口山幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長	小川 恵	枚方市立香里幼稚園 班長
枚方市立枚方幼稚園	瀬尾 愛果	枚方市立香里幼稚園
枚方市立香里幼稚園	藤平 雅子	枚方市立枚方幼稚園

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第46号 職員の人事異動について

臨時代理第46号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
危機管理部 危機管理対策推進課 係長	石田 竜也	総合教育部 教育政策課 係長
市民生活部 医療助成・児童手当 課長	宮崎 敏輝	総合教育部 おいしい給食課長
市民生活部 市民税課 主査	杉尾 美穂	総合教育部 おいしい給食課 主 査
観光にぎわい部 文化生涯学習課 主任	永田 晃彦	学校教育部 放課後子ども課
子ども未来部 公立保育幼稚園課 監督	端野 晶之	枚方市立桜丘北学校給食共同調 理場 併 環境部 希釈放流センタ ー 監督（職種間研修）

市立ひらかた子ども発達支援センター 課長代理	辻 愛子	総合教育部 教育政策課 課長代理
土木部 道路河川管理課 係長	畑中 徹	総合教育部 副参事（新しい学校推進担当）
土木部 交通対策課 係長	喜多 信二	学校教育部 放課後子ども課 係長
令和7年国勢調査枚方市実施本部事務局 課長代理 兼 総務部 総務管理課 課長代理	小篠 俊之	学校教育部 教育研修課 課長代理
市立ひらかた病院 事務局長	今市 将和	総合教育部長
市立ひらかた病院 事務局 総務課 主任	山本 成彬	学校教育部 教職員課 主任
市議会事務局 議事調査課 主任	一ノ瀬 和明	学校教育部 学校支援課 主任

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
副教育長	乾口 里美	教育委員会事務局 理事 併 理事 (子育て・教育等施策連携調整担当)
総合教育部長	増尾 友治	危機管理部 次長 (危機管理総合調整担当)
総合教育部 教育政策課 課長代理	佐藤 喬史	総合教育部 教育政策課 係長
総合教育部 教育政策課 係長	中島 隆	市民生活部 医療助成・児童手当課 係長
総合教育部 教育政策課 係長	岡井 紀子	総合教育部 教育政策課 主査
総合教育部 教育政策課 主査	田北 守	枚方市立中央図書館 主任
総合教育部 教育政策課 主任	岡村 周子	市議会事務局 議事調査課 主任

総合教育部 教育政策課	川上 大	学校教育部 教育指導課
総合教育部 新しい学校推進課 主任	岩名 亮	土木部 道路河川管理課 主任
総合教育部 新しい学校推進課 主任	宮垣 敬佑	総合教育部 新しい学校推進課
総合教育部 新しい学校推進課 主任	山田 健二郎	総合教育部 新しい学校推進課
総合教育部 新しい学校推進課	小西 正浩	(新規採用)
総合教育部 おいしい給食課長	江見 美紀	総合教育部 おいしい給食課 課 長代理
総合教育部 おいしい給食課 課 長代理	松岡 貞仁	総合教育部 おいしい給食課 係 長
総合教育部 おいしい給食課 係 長	田中 大嗣	学校教育部 放課後子ども課 係 長
総合教育部 おいしい給食課 主 査	貝原 啓介	総合教育部 おいしい給食課 主 任

総合教育部 おいしい給食課	吉村 宣央	(新規採用)
総合教育部 おいしい給食課	日田 憲吾	(新規採用)
枚方市立第一学校給食共同調理場 主任	清水 孝容	市民生活部 納税課 主任
枚方市立招提学校給食共同調理場 班長	鈴木 里華	枚方市立樟葉南小学校 班長
枚方市立招提学校給食共同調理場	中尾 君平	(新規採用)
枚方市立長尾学校給食共同調理場 業務主査	岡田 竜馬	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長	南 沙耶香	枚方市立樟葉北小学校 副班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場	本多 勇治	(新規採用)
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 業務主査	宅見 人史	枚方市立春日学校給食共同調理場長 (監督級)

枚方市立春日学校給食共同調理場長（監督級）	大西 和彦	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督
枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長	井澤 正樹	枚方市立春日学校給食共同調理場
枚方市立春日学校給食共同調理場	寺岡 葉子	枚方市立香里小学校
枚方市立春日学校給食共同調理場 併 都市整備部 施設管理課 副班長（職種間研修）	奥本 哲平	都市整備部 施設管理課 副班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）	神田 和幸	環境部 環境指導課 課長代理
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督	内山 義一	枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督	宮北 隆之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 土木部 公園みどり課 監督（職種間研修）
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	福田 航大	枚方市立津田南小学校 副班長

枚方市立さだ西学校給食共同調理場	永田 将之	枚方市立長尾学校給食共同調理場
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	森岡 一真	(新規採用)
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	小泉 武士	(新規採用)
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 希釈放流センター 班長 (職種間研修)	宮地 裕治	環境部 希釈放流センター 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長	藤岡 洋志	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	伊藤 美由紀	枚方市立菅原東小学校 副班長
枚方市立中央図書館 係長	片芝 伸友	総合教育部 教育政策課 係長
枚方市立中央図書館	高橋 美果	(新規採用)
枚方市立中央図書館	米野 倫花	(新規採用)

学校教育部		
学校教育部 学校支援課 係長	笹田 智恵	総合教育部 新しい学校推進課 係長
学校教育部 学校支援課 主任	坂本 龍大郎	市民生活部 保険年金課 主任
学校教育部 放課後子ども課 係長	森崎 智之	子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長
学校教育部 放課後子ども課 係長	玉井 聡之	子ども未来部 公立保育幼稚園課 主査
学校教育部 放課後子ども課 主任	藤原 真理	学校教育部 放課後子ども課
学校教育部 放課後子ども課	山本 大地	子ども未来部 公立保育幼稚園課
学校教育部 教職員課 課長代理	安永 妙子	健康福祉部 保健所 保健医療課 課長代理
学校教育部 教職員課 課長代理	水盛 智恵	総合教育部 教育政策課 係長

学校教育部 教職員課 主任	豊田 慎	上下水道部 上下水道総務課 主任
学校教育部 教職員課 主任	西口 武司	健康福祉部 臨時給付金課 主任
学校教育部 教育研修課 課長代理	塩塚 太	観光にぎわい部 文化財課 課長代理
学校教育部 教育指導課 課長代理	恒崎 誠人	学校教育部 教職員課 課長代理
学校教育部 教育指導課 係長	北野 範也	学校教育部 教育指導課 課長代理

小学校技術職員		
枚方市立香里小学校 班長	三阪 真也	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立小倉小学校 業務主査	矢島 章年	枚方市立小倉小学校 班長
枚方市立樟葉南小学校	大田 伸枝	枚方市立藤阪学校給食共同調理場

枚方市立田口山小学校 業務主査	西中 満美	枚方市立津田南小学校 業務主査
枚方市立津田南小学校 班長	高田 龍二	枚方市立田口山小学校 班長
枚方市立津田南小学校 班長	早川 まり子	枚方市立菅原東小学校 班長
枚方市立菅原東小学校 班長	北村 武彦	枚方市立春日学校給食共同調理場 班長
枚方市立東香里小学校 業務主査	谷井 恭子	枚方市立伊加賀小学校 監督

中学校技術職員

枚方市立第三中学校 班長	山下 清美	枚方市立渚西中学校 班長
枚方市立第四中学校 監督	森山 憲一	枚方市立開成小学校 監督
枚方市立長尾中学校 班長	高野 真紀	枚方市立山田東小学校 班長
枚方市立山田中学校 監督	岩井迫 英樹	学校教育部 放課後子ども課 監督

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 おいしい給食課 係長	河田 淳一	(新規再任用)
枚方市立春日学校給食共同調理場 班長	荒木 健造	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	市川 直美	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	植田 昌吉	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	黒臺 芳明	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	椎谷 正	(新規再任用)
学校教育部 児童生徒課 主任	堀切 重人	(新規再任用)
学校教育部 放課後子ども課 班長	寺内 信	(新規再任用)

枚方市立樟葉北小学校 班長	角 寿之	(新規再任用)
枚方市立津田中学校 班長	藤原 克博	(新規再任用)
枚方市立渚西中学校 班長	高嶋 洋安	(新規再任用)

(参考)

令和7年度枚方市定期人事異動＜概要＞

1. 目的

公約施策の達成に向けた効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新による組織の活性化とともに、長期的な視点での職員の育成による組織力の強化を図る。

2. 基本の方針

(1) 職制ごとの役割を明確化した上で、職員個々の力を最大限活かすとともに、部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。

(2) 人事交流や外部人材の活用、外部研修への参加により、他団体や民間ノウハウを取り入れることで人材育成に繋げ、多様化するニーズに対応できる柔軟かつ持続可

能な組織体制をめざす。

（３）組織の活性化とパフォーマンス向上に繋げるため、挑戦意欲の高い若手職員を能力と適性により登用するとともに、引き続き女性活躍を推進する。

（４）個々のキャリアプランも踏まえ、適性や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

異動者数の状況

区分		人数
教育委員会の異動者		7 9
	うち他部局への出向者	1 2
	うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	2 5

	うち教育委員会内	4 2
	うち昇格者	1 5

※ 再任用を除く

報告第7号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第47号 職員の併任について

臨時代理第 47 号

職員の併任について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け併任

職 ・ 氏 名	所 属
事務職員 ・ 吉岡 潔朗	市民生活部 債権回収課長 併 学校教育部 放課後子ども課 主幹
事務職員 ・ 谷口 幹治	市民生活部 債権回収課 課長代理 併 学校教育部 放課後子ども課 課長代理
事務職員 ・ 永原 朋拓	市民生活部 債権回収課 主任 併 学校教育部 放課後子ども課 主任
事務職員 ・ 深澤 萌	市民生活部 債権回収課 併 学校教育部 放課後子ども課

報告第8号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第48号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

臨時代理第 48 号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 池田 みな子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 芝田 千絵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山森 清美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山本 佳子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松下 清香

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 玉井 成子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 久保田 典子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中間 千晶
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 神宮 知里
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 楠上 奈美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 仁波 亜希子

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 堀尾 聡子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 高岡 典恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中村 三佳
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 平山 久江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 村田 和江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 栗野 恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松井 香織

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西野 尚美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 今道 雅子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 内田 久美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 水上 朋子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 澤 忍
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松本 要
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 石井 花奈
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 嶋 績仁

報告第9号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第49号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等
について

臨時代理第 49 号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部を改正する等の規則

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「理事」を「副教育長」に改める。

第4条第1項の表理事の項中「理事」を「副教育長」に改める。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則（昭和57年枚方市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第4条第1項中「理事、」を削る。

(教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則の一部改正)

第3条 教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則（平成13年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育次長」を「副教育長」に、「者（」を「者とし、」に改め、「ときは、」の次に「教育次長の職にある者とし、その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、」を加え、「者）」を「者」に改める。

(教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の一部改正)

第4条 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則（令和6年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「理事」を「副教育長」に改め、同項第2号中「副教育長」を「教育次長」に改める。

(副教育長の設置に関する規則の廃止)

第5条 副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																
〔枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係〕 （職の設置） 第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>置く職</th><th>置くことができる職</th></tr><tr><td>事務局</td><td></td><td>副教育長、教育次長</td></tr><tr><td>部</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>課</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 2・3 〔略〕 （職務等） 第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>職務</th></tr><tr><td>副教育長</td><td>〔略〕</td></tr></table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		副教育長、教育次長	部	〔略〕	〔略〕	課	〔略〕	〔略〕	区分	職務	副教育長	〔略〕	〔枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係〕 （職の設置） 第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>置く職</th><th>置くことができる職</th></tr><tr><td>事務局</td><td></td><td>理事、教育次長</td></tr><tr><td>部</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>課</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 2・3 〔略〕 （職務等） 第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>職務</th></tr><tr><td>理事</td><td>〔略〕</td></tr></table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		理事、教育次長	部	〔略〕	〔略〕	課	〔略〕	〔略〕	区分	職務	理事	〔略〕
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		副教育長、教育次長																															
部	〔略〕	〔略〕																															
課	〔略〕	〔略〕																															
区分	職務																																
副教育長	〔略〕																																
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		理事、教育次長																															
部	〔略〕	〔略〕																															
課	〔略〕	〔略〕																															
区分	職務																																
理事	〔略〕																																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）								
<table border="1"> <tr> <td>教育次長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任</td><td>[略]</td></tr> </table>	教育次長	[略]	主任	[略]	<table border="1"> <tr> <td>教育次長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任</td><td>[略]</td></tr> </table>	教育次長	[略]	主任	[略]
教育次長	[略]								
主任	[略]								
教育次長	[略]								
主任	[略]								
2～4 [略]	2～4 [略]								
[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]	[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]								
（事務従事） 第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、副教育長、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。 （職責） 第3条 副教育長、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。 （事務分掌） 第4条 副教育長及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の	（事務従事） 第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>理事</u>、副教育長、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。 （職責） 第3条 <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。 （事務分掌） 第4条 <u>理事</u>、副教育長及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務								

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
調整に関する事務とする。 2～4 [略] [教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定に基づき、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員は、<u>副教育長の職にある者とし、その者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、教育次長の職にある者とし、その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、当該相談に係る事務を所管する部の部長の職にある者</u>とする。 [教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係] （委任） 第2条 [略] 2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 （1） 第1位 <u>副教育長</u>の職にある者 （2） 第2位 <u>教育次長</u>の職にある者	執行の調整に関する事務とする。 2～4 [略] [教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定に基づき、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員は、<u>教育次長の職にある者（その者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、当該相談に係る事務を所管する部の部長の職にある者）</u>とする。 [教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係] （委任） 第2条 [略] 2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 （1） 第1位 <u>理事</u>の職にある者 （2） 第2位 <u>副教育長</u>の職にある者

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
(3)・(4) 〔略〕	(3)・(4) 〔略〕

報告第10号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第50号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会
教育機関事務決裁規程の一部改正について

臨時代理第 50 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び
枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を
改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（令和6年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項の表理事の項中「理事」を「副教育長」に改め、同表副教育長の項を削る。

第3条第1項中「理事、」を削り、同条第2項及び第3項中「理事」を「副教育長」に改める。

第6条第4項中「理事、」を削る。

第9条第1項中「、副教育長及び理事」を「及び副教育長」に改める。

第13条第1項の表教育長の項中

「

- | | |
|---|-------|
| 1 | 理事 |
| 2 | 副教育長 |
| 3 | 教育次長 |
| 4 | 所管の部長 |

」

を

「

- | | |
|---|-------|
| 1 | 副教育長 |
| 2 | 教育次長 |
| 3 | 所管の部長 |

」

に改める。

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部
を次のように改正する。

第14条第1項の表教育長の項中

「

- 1 理事
- 2 副教育長
- 3 教育次長
- 4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長

」

を

「

- 1 副教育長
- 2 教育次長
- 3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）														
[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]															
（定義）															
第2条　[略]															
2　前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。															
<table><tr><td>副教育長</td><td>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者</td></tr><tr><td>教育次長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>係長</td><td>[略]</td></tr></table>	副教育長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者	教育次長	[略]	係長	[略]	<table><tr><td>理事</td><td>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者</td></tr><tr><td>副教育長</td><td>副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</td></tr><tr><td>教育次長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>係長</td><td>[略]</td></tr></table>	理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者	副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者	教育次長	[略]	係長	[略]
副教育長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者														
教育次長	[略]														
係長	[略]														
理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者														
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者														
教育次長	[略]														
係長	[略]														

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
（教育長の決裁事項等） 第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。 (1)～(20) [略] (21) 副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。 (22) [略] (23) 特別の勤務に従事する副教育長、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。 (24) 副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。 (25) 副教育長、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。 (26) 副教育長、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。	（教育長の決裁事項等） 第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。 (1)～(20) [略] (21) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。 (22) [略] (23) 特別の勤務に従事する<u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。 (24) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。 (25) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。 (26) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
(27)～(40) [略] 2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>副教育長</u>に専決させることができる。 3 教育長は、前項の規定により<u>副教育長</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。 （専決事項の特例） 第6条 [略] 2・3 [略] 4 副教育長、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。 5・6 [略] （決定関与を受ける者） 第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長<u>及び副教育長</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当	(27)～(40) [略] 2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>理事</u>に専決させることができる。 3 教育長は、前項の規定により<u>理事</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。 （専決事項の特例） 第6条 [略] 2・3 [略] 4 <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。 5・6 [略] （決定関与を受ける者） 第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																
する主幹、次長、参事、部長、教育次長及び副教育長）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。	は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長、副教育長及び理事）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。																
2　　〔略〕	2　　〔略〕																
（代決）	（代決）																
第13条　決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。	第13条　決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。																
<table><tr><th>教育長又は専決者</th><th>代決することができる者</th></tr><tr><td>教育長</td><td>1　副教育長 2　教育次長 3　所管の部長</td></tr><tr><td>部長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>係長</td><td>〔略〕</td></tr></table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	1　副教育長 2　教育次長 3　所管の部長	部長	〔略〕	係長	〔略〕	<table><tr><th>教育長又は専決者</th><th>代決することができる者</th></tr><tr><td>教育長</td><td>1　理事 2　副教育長 3　教育次長 4　所管の部長</td></tr><tr><td>部長</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>係長</td><td>〔略〕</td></tr></table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	1　理事 2　副教育長 3　教育次長 4　所管の部長	部長	〔略〕	係長	〔略〕
教育長又は専決者	代決することができる者																
教育長	1　副教育長 2　教育次長 3　所管の部長																
部長	〔略〕																
係長	〔略〕																
教育長又は専決者	代決することができる者																
教育長	1　理事 2　副教育長 3　教育次長 4　所管の部長																
部長	〔略〕																
係長	〔略〕																
2～5　〔略〕	2～5　〔略〕																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																
[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係] （代決） 第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、当該事項について代決することができる。 <table> <tr> <th>決裁・専決者</th><th>代決することができる者</th></tr> <tr> <td>教育長</td><td> <u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u> </td></tr> <tr> <td>部長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>中央図書館係長</td><td>[略]</td></tr> </table>	決裁・専決者	代決することができる者	教育長	<u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>	部長	[略]	中央図書館係長	[略]	[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係] （代決） 第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、当該事項について代決することができる。 <table> <tr> <th>決裁・専決者</th><th>代決することができる者</th></tr> <tr> <td>教育長</td><td> <u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u> </td></tr> <tr> <td>部長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>中央図書館係長</td><td>[略]</td></tr> </table>	決裁・専決者	代決することができる者	教育長	<u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>	部長	[略]	中央図書館係長	[略]
決裁・専決者	代決することができる者																
教育長	<u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>																
部長	[略]																
中央図書館係長	[略]																
決裁・専決者	代決することができる者																
教育長	<u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>																
部長	[略]																
中央図書館係長	[略]																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
2～4 [略]	2～4 [略]

報告第11号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第 1 号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員

別紙1「学校運営協議会委員名簿」のとおり

委嘱期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日